

京極町事業継続緊急支援金のご案内

京極町では、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰が続くなか、事業者の事業継続に向けた一助とするため、支援金を給付します。

対象者

今後も事業を継続する意志があり、以下のいずれかに該当する方が対象者です。

- ・ 京極町商工会員
- ・ 事業を行うに当たり必要な許認可等を取得の上、町内に事業所若しくは店舗を置き事業を営んでいる中小企業者等（社会福祉法人や医療法人を含みます）
- ・ 町内に居住し町内で農業を営む方
- ・ 町内に事務所を置き町内で農業を営む法人

給付金額

① 個人事業主の場合 5万円

② 法人の場合 10万円

ただし、京極町商工会員又は町内に本店を置く法人で以下のいずれかに該当する場合は10万円を上乗せします。

- ・ 資本金の額が1,000万円超から10億円未満の法人
- ・ 資本金の額が1,000万円以下であって従業員数が10人以上の法人

申請に必要な書類

- ① 申請書（申請者の印鑑が押印されているもの）
- ② 誓約・同意書（申請者の印鑑が押印されているもの）
- ③ 営業の実態がわかる書類の写し（税務署の收受日付印が押印してあるもの）
※なお、電子申告の場合は、受信通知（申告結果完了通知）をあわせて提出して下さい
【個人】直近の確定申告書の写し
【法人】直近の法人住民税申告書（第二十号様式）の写し
- ④ 通帳の写し（オモテ面・通帳を開いた1、2ページ）

申請方法など

1. 受付期間
令和5年2月28日（火）まで
2. 申請書提出先
 - （1）京極町役場企画振興課
（住所）京極町字京極527番地
 - （2）京極町商工会
（住所）京極町字京極314番地
 - （3）ようてい農業協同組合京極支所
（住所）京極町字京極683番地

3. その他

詳細は京極町公式ホームページをご確認下さい。

（URL）<http://www.town-kyogoku.jp/shigoto-sangyou/keizoku/2538/>